

答申第20号

答 申

「伊方原子力発電所で原子力災害が起きた場合、「責任を取る」と言われた国が示す具体的責任の中身が書かれている文書。」外2件の公文書非公開決定案件

第1 審査会の結論

平成27年11月10日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書公開請求

異議申立人は、平成27年10月26日、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、別紙1を内容とする公開請求を行った。

異議申立人は、平成27年11月4日、別紙1の請求内容3について公開請求の取り下げを行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、平成27年11月10日付けで、本件公開請求のうち「伊方原子力発電所で原子力災害が起きた場合、県が1万人以上の伊方町民を安全に避難させる具体的行程が記されている文書。」について、別紙3の番号1のとおり、全部公開決定を行った。

また、それ以外の部分については、同日付けで、別紙2の番号1から3まで及び別紙3の番号2のとおり、文書不存在を理由として非公開決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年1月8日、上記のうち、別紙2に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定及び文書の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由及び主張

異議申立人が異議申立書において主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法・不当である。

このたび知事が伊方再稼働を認めるという意思表示をしたが、再稼働を認めるにあたり、根拠とした3つの文書が存在しないとの返答に異議を申し立てる。なぜならば、根拠のない決定は意味をなさない。

一つに、「伊方事故責任を負う」と安倍首相が原子力防災会議で発言したことを知事は高く評価したが、愛媛県には国が責任を取るという内容が示された文書がないということになっている。口約束で大事な契約をするとはどうてい考えられないことであり、仮に文書がないままでは裁判で愛媛県は勝つこともできない。知事が国との間で口約束をもって県民を危険にさらすはずはない。

二つに、地方自治の問題がある。国からの依頼があれば、県が民意を無視し自治を放棄してもかまわないことが記されている文書も法的根拠も示されていない。

三つに、知事が再稼働に関連し公言した「県民の意志は県議会の決定ではかかれている」という文書、法的根拠も示されていない。

また、実施機関の理由説明書に対する反論書における異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

知事が伊方原発再稼働承認の条件としてあげた根拠を文書や法律で示すことができていない。

伊方原発再稼働承認を公に示すにあたり、知事はマスコミの前で「県民の民意は、県議会の決定ではかかれる」と明言したが、そのことを示す文書も法的根拠も県は示すことができていない。また、国の原子力防災会議で安倍首相から「伊方原発でもし事故が起こった場合に国が責任を負う」との発言を引き出すために、知事は東京まで出かけ会議に参加した。

しかし、このたび情報開示請求を行い、安倍首相が原子力防災会議で「事故の場合に国が責任を負う」と言われた証し、証明が文書として愛媛県には存在せず、国と愛媛県の間で文書のやりとりがなく、言葉のみだったことがあらわになった。特に、後者の国とのやりとりが文書にて行われていないことは、わざわざ公文書開示請求をしなければ判明しない事柄であって、派手にテレビや新聞で取り上げられたことを見た県民は、県や知事を信じるゆえ、まさかただの口約束だったとは思っても及ばない。

県の原子力安全対策課は、異議申立人である私の主張は不相当と返答したが、愛媛県の最高責任者が文書や法的根拠もなく、軽々に発言する様子

は県民への裏切り行為である。県や県の原子力安全対策課が「文書不存在は妥当」と胸を張るとするならば、もはや自らの責任放棄であると言わざるを得ない。法律に基づいて地方自治に携わる愛媛県が法的根拠の軽視をしてはならない。また、伊方原発でもしも事故が起こった場合、国と約束を取り交わした文書が存在しない限り、たとえ愛媛県が県民のためにと裁判で訴えても、門前払いで終わってしまい、国が責任を負うという目的は達成されない。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求のうち、別紙1の請求内容1、4、5及び6については、公文書が存在しないため、平成27年11月10日付けで非公開決定を行った。これに対して、異議申立人は、知事が伊方原発の再稼働を認めるにあたり根拠とした別紙1の請求内容1、4及び5の文書が存在しないという非公開決定は承服できないとしているが、公文書が存在しないことから、異議申立人の主張は不適當である。

また、実施機関が口頭説明で述べている内容は、おおむね次のとおりである。

別紙4の1及び2の公文書は、平成27年、伊方原発3号機の再稼働に県として同意するかどうか判断するに当たり、国から県に示された文書である。当該公文書は、経済産業大臣名の同年7月17日付け及び同年9月11日付けの文書であり、いずれも内容は、万が一事故が起きた場合の「政府の責任」についての文言が記されている。

しかし、県としては、安全確保に関する責任は、第一義的には事業者であり、さらには法律に基づく許可権限を有する国にあると考えており、万一事故が発生した場合には、事業者はもちろんのこと、国や自治体など関係者が連携・協力して、事故収束、災害応急対応、損害賠償、復興対策に当たる必要があるが、いずれも一つの県で対応可能な範囲を超えるものであり、最終的には国が責任をもって統括するべきとの考えから、この原子力政策をつかさどる国の最終責任、また、万が一のことが起こったときの覚悟について、直接内閣総理大臣の言葉で確認しておく必要があるということで、知事が文書ではなく、直接の言葉を求めたものである。

知事は再稼働の判断にあたって、「国の考え方」、「四国電力の取組姿勢」、「地元の理解」の3条件をあげており、このうちの「国の考え方」につい

ては、国により安全性が確認されたことに加え、国への必要な要請や国の考え方の確認を行えたこと、特に、万一の事故の際には国が最終的な責任を負うということについて内閣総理大臣の直接の言葉をいただけたことから、条件が満たされたと判断し、平成 27 年 10 月 26 日に再稼働に同意したものであり、知事が再稼働の判断で重視したのは、経済産業大臣の文書に記された「政府の責任」ではなく、同年 10 月 6 日に行われた原子力防災会議での内閣総理大臣の「政府の責任」に関する発言である。

請求者が同年 10 月 27 日受付の公文書公開請求書において「「責任を取る」と言われた」との文言を用いて文書を指定していることに加え、知事が再稼働同意の発表を行った翌日という請求時期から鑑みても、内閣総理大臣が原子力防災会議において発言した「政府の責任」についての言葉が明文化された公文書を、請求者は求めているものと判断し、当該文書については請求対象の文書ではないと判断した。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方について

本件処分は、いずれも文書不存在として非公開決定を行ったものである。これに対して、異議申立人は、知事が伊方原発の再稼働を認めるに当たり、根拠とした文書が存在しないとの返答に異議を申し立てると主張していることから、以下、本件処分の妥当性を判断することとした。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 「伊方原子力発電所で原子力災害が起きた場合、「責任を取る」と言われた国が示す具体的責任の中身が書かれている文書。」について

異議申立人は、「伊方事故責任を負う」と安倍首相が原子力防災会議で発言したことを知事は高く評価したが、愛媛県には国が責任を取るという内容が示された文書がないということになっている。口約束で大事な契約をすることはどうてい考えられないことであり、知事が国との間で口約束をもって県民を危険にさらすはずはないと主張する。

一方、実施機関は、本件請求に係る公文書は存在しない、また、別紙 4 の 1 及び 2 の公文書は、経済産業大臣名で県に示された公文書であり、「政府の責任」についての記述はあるものの、異議申立人が公開請求書で、「責任を取る」と言われた」との文言を用いて文書を指定していることに加え、知事が再稼働同意の発表を行った翌日という請求時期から鑑みても、内閣総理大臣が原子力防災会議において発言した「政府の責任」についての言葉が明文化された公文書を異議申立人が請求している

ものと認められ、当該公文書は請求対象文書には該当しないと主張する。

異議申立人が請求する「伊方原子力発電所で原子力災害が起きた場合、「責任を取る」と言われた国が示す具体的責任の中身が書かれている文書。」とは、異議申立書及び実施機関の理由説明書に対する反論書の記載内容から判断して、内閣総理大臣が原子力防災会議において発言した「政府の責任」についての言葉が明文化された公文書と認められる。

当審査会において、関係書類を調査した結果、内閣総理大臣が原子力防災会議において発言した「政府の責任」についての言葉が明文化された公文書は存在せず、伊方原子力発電所で原子力災害が起きた場合の「政府の責任」についての記述がある公文書は、別紙４の１及び２の公文書のみであることが確認された。

別紙４の１及び２の公文書は、いずれも内閣総理大臣名ではなく、経済産業大臣名で県に示された公文書であり、「政府の責任」についての記述はあるものの、上述したとおり、異議申立人が請求する対象公文書には含まれないものと認められ、実施機関が本件請求文書について不存在を理由として非公開とした決定は妥当である。

- (2) 「一企業の施策(利益)のため、国からの要請があれば、県が民意を無視して自治を放棄してもかまわない事が記されている文書。及び法的根拠。」について

異議申立人は、国からの依頼があれば、県が民意を無視し自治を放棄してもかまわないことが記されている文書も法的根拠も示されていないと主張する。

一方、実施機関は、本件請求に係る公文書は存在しないと主張する。

異議申立人が主張する「国からの要請があれば、県が民意を無視して自治を放棄」するとは、日本国憲法が保障している地方自治の本旨に反する行為であり、憲法の規定に違反してもかまわないことが記されている文書や法的根拠が存在することは通常想定しがたいことであり、本件請求文書は存在しないという実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関が本件請求文書について不存在を理由として非公開とした決定は妥当である。

- (3) 「県内の民意は、県議会の決定ではかられると記されている法的根拠が記された文書。」について

異議申立人は、知事が再稼働に関連し公言した「県民の意志は県議会の決定ではかられている」という文書、法的根拠も示されていないと主

張する。

一方、実施機関は、本件請求に係る公文書は存在しないと主張する。

当審査会において、公表されている「伊方発電所3号機の再起動に係る事前協議に対する了解についての記者会見の要旨について」の知事の発言を見分したが、異議申立人が主張する「県民の意志は県議会の決定ではかられている」との発言は確認することができなかった。

また、普通地方公共団体の議会の権限を定めた地方自治法には、「県内の民意は、県議会の決定ではかられる」とする規定はなく、その法的根拠が記された文書が存在することは通常想定しがたいことであり、本件請求文書は存在しないという実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関が本件請求文書について不存在を理由として非公開とした決定は妥当である。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

4 その他

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、伊方発電所で万が一事故が起きた場合の「政府の責任」について記されている文書について、改めて公開請求があれば、実施機関は、別紙4の1及び2の公文書を特定の上、公開又は非公開の決定を行うべきである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

参考

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 28 年 2 月 4 日	諮問
同年 2 月 8 日	実施機関に理由説明書の提出を依頼
同年 3 月 15 日	実施機関から理由説明書を受理
同年 3 月 17 日	異議申立人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 4 月 20 日	異議申立人から反論書を受理
同年 4 月 22 日	実施機関に反論書を送付
同年 6 月 14 日	審査会（第 1 回審議）
同年 7 月 12 日	審査会（第 2 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	

(別紙1)

公文書公開請求に係る請求内容

- 1 伊方原子力発電所で原子力災害が起きた場合、「責任を取る」と言われた国が示す具体的責任の中身が書かれている文書。
- 2 伊方原子力発電所で原子力災害が起きた場合、県が1万人以上の伊方町民を安全に避難させる具体的行程が記されている文書。
- 3 伊方原子力発電所で原子力災害が起きた場合、県が30キロ圏内にある病院、老人施設等におられる方々の避難方法等が具体的に記された文書。
- 4 一企業の施策(利益)のため、国からの要請があれば、県が民意を無視して自治を放棄してもかまわない事が記されている文書。及び法的根拠。
- 5 県内の民意は、県議会の決定ではかられると記されている法的根拠が記された文書。
- 6 伊方再稼働によって県が四電から受けとる金銭が記された文書。

(備考)

異議申立人は、平成27年11月4日、請求内容3について請求取り下げを行った。

(別紙2)

異議申立ての対象となった処分

番号	公文書の件名	決定内容	公開しない理由	該当請求項目
1	伊方原子力発電所で原子力災害が起きた場合、「責任を取る」と言われた国が示す具体的責任の中身が書かれている文書。	非公開	不存在	1
2	一企業の施策(利益)のため、国からの要請があれば、県が民意を無視して自治を放棄してもかまわない事が記されている文書。及び法的根拠。	非公開	不存在	4
3	県内の民意は、県議会の決定ではかられると記されている法的根拠が記された文書。	非公開	不存在	5

(別紙3)

異議申立ての対象となっていない処分

番号	公文書の件名	決定内容	公開しない理由	該当請求項目
1	伊方原子力発電所で原子力災害が起きた場合、県が1万人以上の伊方町民を安全に避難させる具体的行程が記されている文書。	全部公開		2
2	伊方再稼働によって県が四電から受けとる金銭が記された文書。	非公開	不存在	6

(別紙4)

- 1 平成27年7月17日付け 20150715 資第1号 「四国電力株式会社伊方発電所3号炉の再稼働へ向けた政府の方針について」
- 2 平成27年9月11日付け 20150813 資第17号 「伊方発電所3号機の安全対策等に係る国への要望について (回答)」